



2 戸籍

戸籍制度とは、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公に証明する制度です。戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、日本に住んでいる外国人の方々も日本国内で出産や死亡したとき、または結婚や離婚したときなどは戸籍法に基づいてお住まいの市区町村の役所に届出をします。これらの届出は保管され、その人の身分関係を証明する資料となります。

※ 出生や死亡があったときには、同時に本国にも報告しましょう。手続の方法は在日大使館、または領事館に確認してください。